

## 危険な空き家に対する解体撤去等の対応について

【建設部会】

全国的に、過疎高齢化、景気の低迷などの理由から空き家が増えており、これらの空き家が倒壊の危険のほか、防災、環境、景観等様々な問題を引き起している。

このような中で多くの地方公共団体において、いわゆる「空き家条例」が制定されているが、法的な問題や財政的な問題により、危険な空き家の解消までには至らない状況にある。

空き家を適正に管理することにより、空き家の再利用も可能となるとともに、自然豊かな田舎で暮らしたいというニーズは増える傾向にあり、そのための住居として空き家を再利用することで、危険な空き家の削減と過疎化が進む地方において、人口の減少に歯止めをかけ、地域の活性化への寄与が可能となる。

このような状況を踏まえ、次の事項について国に働きかけるほか、県においても適切な措置を講じるよう要望する。

- 1 一定のエリアを指定し危険な空き家の解消による地域活性化計画を作成し、計画の認定を受けた場合には、国の予算について枠を拡充して配分すること。
- 2 他人の財産や生命に危害を与えるおそれのある場合は、所有者の意思に関らず、また所有者が居ない、或いは、不明な場合でも、行政が必要な改善措置がとれるよう、私権（財産権）の制限を強化するよう法の整備を行うこと。